



2005年
6月定例会
10日~24日

財政健全化の一環として通勤手当の一部廃止を可決！

削減効果は2,500万円

自宅から2km未満の職員は原則不支給に

平成17年第16回定例会（6月定例会）は、6月10日に招集され、6月24日までの15日間の会期で開催されました。

本定例会では、22議案を可決・承認しましたが、3月議会で「継続審査」となっていた議員定数を削減する議員提案については再び「継続審査」となりました。

職員の海外出張時の日当を廃止する条例が議員提案されましたが、現在の条例の適用範囲で処理できるため撤回されました。

ほか請願1件が不採択となり、意見書案3件のうち1件は修正された他の意見書と内容が重複するとの理由で撤回され、他の1件は可決、1件は否決となりました。

条例

筑後市個人情報保護条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
個人情報保護法の施行に伴い、これまでの条例を全面改正するものです。

筑後市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
消防職員が平成18年以降多数退職することに伴い消防力低下を防ぐため18年度に限り消防職員の定数を増やすものです。この改正案に

筑後市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
国の財産である里道・水路は平成16年度までに全て市の財産となりました。このため、隣接する地権者等からの交換・払い下げの申請件数が増加していますが、議会の議決が無いと応じられず、事務処理に長い時間がかかっていました。この条例

については本庁との人事交流で解決できないかという意見も出されましたが、消防本部には事務専門職員はならず、災害時には全員現場での活動を行う能力が求められるため、原案どおり可決しました。

筑後市災害時における応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
筑後市災害時における応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
災害時に応急措置の業務に従事させられた民間人が負傷・疾病に罹患又は死亡した場合に消防団員に準じて損害補償するものです。

筑後市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
筑後市公民館条例の一部を改正する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
この3案は社会教育法の改正に伴い、社会教育委員会と公民館運営審議会を一本化するものです。

筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

〔全員賛成 原案可決〕
市職員に支給される通勤手当のうち、自宅からの距離2km未満の職員については原則手当を廃止し、それ以上についても削減を行うものです。

予算

平成17年度一般会計補正予算（第2号）

〔全員賛成 原案可決〕
一般会計を3,809万1千円増額するもので、介護保険の制度改正に伴う事務費繰出金の増額などです。

平成17年度老人保健特別会計補正予算（第1号）

〔全員賛成 原案可決〕
16年度分の補助金・交付金が確定したことに伴い、超過交付分を返還するものです。

平成17年度介護保険特別会計補正予算（第1号）

〔全員賛成 原案可決〕
17年10月からの制度改正に伴うシステム改修費等です。

平成17年度病院事業会計補正予算（第1号）

〔全員賛成 原案可決〕
3月議会で予算導入が決定した電子カルテシステム導入に伴う増額補正です。

その他の案件

市道路線の認定変更について

〔全員賛成 原案可決〕
県営住宅跡地の道路が市に移管されたことに伴うものです。

市道路線の廃止について

〔全員賛成 原案可決〕
土地改良事業に伴うも